

青森県地域道路維持工事・業務共同企業体取扱要領

平成24年1月10日青監第668号

平成29年12月22日青監第653号（最終改正）

（趣旨）

第1条 この要領は、除雪業務、道路維持管理工事及び道路パトロール業務（以下「地域道路維持工事・業務」という。）の指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者の選定並びに一般競争入札に当たって、共同企業体の方法によろうとする場合の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の形態）

第2条 この要領の対象とする共同企業体の形態は、地域維持型建設共同企業体（地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保することを目的として結成される共同企業体をいう。）であって、分担施工・履行方式とすることとして当該地域道路維持工事・業務ごとに結成されるもの（以下「地域道路維持型共同企業体」という。）とする。

（対象工事等）

第3条 契約担当者等（青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第129条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。）は、地域社会の維持を図るため、人員及び建設機械の計画的な確保と効率的な運用が可能となる場合は、地域道路維持型共同企業体の方法によることができるものとする。

（地域道路維持型共同企業体の構成員）

第4条 地域道路維持型共同企業体の構成員の数は、発注しようとする地域道路維持工事・業務ごとに契約担当者等が定めるものとする。

2 地域道路維持型共同企業体の各構成員は、次に掲げる者でなければならない。

- （1）青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第5条の規定により、土木一式工事の資格の認定を受けていること。
- （2）分担する工事・業務（以下「工事等」という。）について元請負人としての工事等の実績があること。
- （3）分担する工事等を管理する者として契約担当者等が定める要件を満たす者を配置できること。
- （4）その他契約担当者等が入札を適正かつ合理的に行うために必要があると認められた資格を有する者であること。

（地域道路維持型共同企業体の自主結成）

第5条 契約担当者等は、地域道路維持型共同企業体の方法によろうとするときは、入札型式により次に定める事項のうち、必要とされる事項をあらかじめ公告し、共同企業体を自主的に結成させるものとする。

- （1）工事等の番号
- （2）工事等の名称

- (3) 工事等の場所
- (4) 工事等の種類
- (5) 契約期間
- (6) 工事等の概要（規模、形式、工法等）
- (7) 参加資格
- (8) 設計図書及び契約書案の縦覧、現場説明並びに入札執行の日時場所
- (9) 入札執行回数
- (10) 保証金の取扱い
- (11) 最低制限価格の有無
- (12) 入札条件
- (13) 入札書記載金額等
- (14) その他必要と認められる事項
（地域道路維持型共同企業体の構成）

第6条 地域道路維持型共同企業体は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 分担施工・履行方式（乙型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が前条第7号の参加資格の要件を満たしていること。
- (3) 各構成員が当該地域道路維持工事・業務の入札に係る他の地域道路維持型共同企業体の構成員になっていないこと。
- (4) 分担工事等がない者を構成員としていないこと。
- (5) 代表者が、構成員の中で施工・履行能力が大きい者であること。

（地域道路維持型共同企業体の資格審査）

第7条 契約担当者等は、次に掲げる事項について審査し、共同企業体が地域道路維持型共同企業体としての資格があるかどうかの認定を行うものとする。

- (1) 分担施工・履行方式（乙型共同企業体）であること。
- (2) 各構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 各構成員が、青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 各構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 各構成員が、指定された地域県民局管内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 各構成員が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第6条第1項の規定により土木一式工事の等級の決定を受けている者であること。
- (7) 各構成員が、次に示すいずれかの工事等を受注した実績があること。
 - ① 管理工事等 県内での過去5年間における国又は地方公共団体から発注された、巡回、清掃、除草、補修修繕、道路施設管理工事等

- ② 除雪業務 県内での過去10年間における国道、県道、青森県道路公社が管理する有料道路（以下「有料道路」という。）、県が管理する臨港道路（以下「臨港道路」という。）又は市町村道の一般除雪業務（排雪を含む。）及び春除雪業務（有料道路、臨港道路及び市町村道の下請負人としてのものを除く。）
- (8) 各構成員が分担する工事等を施工・履行する期間、監理（主任）技術者を配置できること。ただし、除雪業務を分担する構成員は、国道、県道、有料道路、臨港道路又は市町村道における道路除排雪業務に現場代理人として従事した経験を有する者（有料道路、臨港道路及び市町村道の下請負人の現場代理人としてのものを除く。）を現場代理人として配置できること。
- (9) 除雪業務を分担する構成員は、除雪業務に使用する除雪機械1台につき1名以上の除雪機械運転員を配置できること。
- (10) 除雪業務を分担する構成員で、借上げ機械により業務を行おうとする者は、特記仕様書に記載する規格と同等以上の機械を配備できること。
- (11) 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (12) 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (13) 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- (14) 分担工事等がない者を構成員としていないこと。
- (15) 代表者が、構成員の中で施工・履行能力が大きい者であること。
- (16) 構成員の数が、指定された数であること。
- (17) 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (18) 各構成員が、本工事等に関する技術力（安全性や品質確保）や工事等の改善のために行うモニター調査に協力できること。
- (19) その他契約担当者等が入札を適正かつ合理的に行うために必要があると認めた資格を有する者であること。
- 2 前項の資格の認定をしようとするときは、青森県県土整備部建設工事入札参加者等選定要領（平成2年4月1日青監第3号）第36条第1項に規定する公所選定委員会の審査に付すものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。